

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部スポーツ振興課
委託業務番号	令和2年度 長ス振第14号
委託業務名称	令和2年度 長浜市スポーツ協会事業委託(県体・国スポ選手育成事業・県民駅伝大会選手派遣事業・長浜市スポーツ教室開催事業)
委託業務場所	市・県内外体育施設、希望ヶ丘運動公園
業務の概要	県体・国スポ選手育成事業、滋賀県民駅伝大会に出場する長浜市代表選手の選抜・派遣事業及び長浜市スポーツ教室開催事業を長浜市スポーツ協会へ委託し、市民のスポーツ参加の機会をつくるとともに、長浜市全体の競技レベルの向上を図るもの
履行期間	令和2年4月1日 から 令和3年3月31日
契約年月日	令和2年4月1日
契約額(税込)	2,400,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市宮司町1203番地 [商号又は名称] 長浜市スポーツ協会 会長 長谷 武二
契約相手方の選定理由	長浜市スポーツ協会は、市内のスポーツ団体で構成されている組織であり、指導ノウハウを有し、効率的かつ専門的な選手育成や参加者の興味、関心に応じた多様なスポーツにかかる円滑な事業運営を行うことができる。 また、長浜市スポーツ協会は、地域の様々なスポーツ事情に精通しており、地域のスポーツ振興に欠くことができないことから、同協会に委託するもの。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>